ヘヘシカニ近時一般ニ年ノ若キ男女
聖慮ノ在ル所剛健ノ気象ニレキシ敢テ
正ノ一命ニ拘泥シ容易ニ改革ニ応ス下ニ
勅言奉ニヨテ左件ノ通リ綱紀ノ改正
ヲ
酌後続ニ応ニより審ニ行フヘシ諭モ
ヤケタルカ如シ

警察制度全般ニ亘ル改革意見ノ

右ニ対スル文部省ノ意見ノ

保ニ文部省ニ於テハ事ニ応シ制改革
ニ付テハ制度全般ニ渉リテ調査研究ヲ
ニ制度全般ニ渉リテ調査研究ヲ加ヘ
多年ノ懸案ヲ一挙ニ改革セラレ
ハ弊ノ生スルヲ免レス而シテ目今ノ
情勢ニ於テハ此ノ如キ改革ハ
ヲ
ヲ
ヲ

ことを見出すの得ざるを為すせこ旦
テレ脳感セズ、ニ非ズ、ノ事ヲテ大ニ
賛ト待遇ノ関係如何ンより書年
ニ至ッテハ正ニ其国ヨリ今ノ
若干ノ問題ニテラスヒラク意ヒ
改善ニ商ニ出願

（削除）

ナリト毎モ今回ノ改革ヲ従来全国ノ
マリ高等学校ノ内ニ於ヒテ其ニ向ヲ失ヒ誘惑多キ都会ニ
於テ不健全ナル下宿生活ノ為メ遂ニ品性ノ堕落ヲ招ク
高等遊民タラントスル陰悪ノ状態ヲ改善スル為メ
又高等遊民論ニ至リテハ頃日ノ実ヲ要スルモノアルヲ以テ

五十嵐製

国立国会図書館　水野直関係文書 1001

来高等小学校ノ名称ヲ本地ニ存置スルノ件

地方ニ於ケル必要ノ教育ヲ普及シ且ツ其ノ経費ノ負担ヲ適正ニスル為メ市町村ニ関スル法律ノ一部ヲ改正スル法律案

右ノ議案ニ対シ政府ハ左ノ通リ修正ノ意見ヲ附シテ之ヲ可決スルコトニ賛成ス

一、第一条ノ次ニ左ノ一条ヲ加フルコト

第○条　市町村ハ其ノ区域内ニ於ケル学齢児童ノ就学ニ関シ必要ナル施設ヲ為スヘシ

二、第二条ノ次ニ左ノ一条ヲ加フルコト

第○条　市町村ハ其ノ区域内ニ於ケル学齢児童ノ就学ニ関シ必要ナル施設ヲ為サス又ハ不完全ナル施設ヲ為シタルトキハ府県ハ其ノ施設ヲ為スヘシ

三、第三条ノ次ニ左ノ一条ヲ加フルコト

第○条　府県ハ前条ノ施設ヲ為スニ当リ其ノ経費ノ一部ヲ補助スルコトヲ得

四、第四条ノ次ニ左ノ一条ヲ加フルコト

第○条　府県ハ第二条ノ施設ヲ為スニ当リ其ノ経費ノ一部ヲ補助スルコトヲ得

五、第五条ノ次ニ左ノ一条ヲ加フルコト

第○条　府県ハ第二条ノ施設ヲ為スニ当リ其ノ経費ノ一部ヲ補助スルコトヲ得

六、第六条ノ次ニ左ノ一条ヲ加フルコト

第○条　府県ハ第二条ノ施設ヲ為スニ当リ其ノ経費ノ一部ヲ補助スルコトヲ得

七、第七条ノ次ニ左ノ一条ヲ加フルコト

第○条　府県ハ第二条ノ施設ヲ為スニ当リ其ノ経費ノ一部ヲ補助スルコトヲ得

八、第八条ノ次ニ左ノ一条ヲ加フルコト

第○条　府県ハ第二条ノ施設ヲ為スニ当リ其ノ経費ノ一部ヲ補助スルコトヲ得

九、第九条ノ次ニ左ノ一条ヲ加フルコト

第○条　府県ハ第二条ノ施設ヲ為スニ当リ其ノ経費ノ一部ヲ補助スルコトヲ得

十、第十条ノ次ニ左ノ一条ヲ加フルコト

第○条　府県ハ第二条ノ施設ヲ為スニ当リ其ノ経費ノ一部ヲ補助スルコトヲ得

五十嵐製

国立国会図書館　水野直関係文書 1001

樞密院
樞密院
樞密院会議

閲了決定
高中ノ塾
明記

各ヶ樞設ノ際ニ際リテ亦ニ務メ同宗旨ノ
如キ心ヲ生ゼシメリ、ハ実ニ於テ人ノ結ス
ル所ノ井ニ友誼ヲ中ニ明記シテ之ヲ限定スルヲ
制議決定ニ樞密院ニ御諮詢ヲ遂ケラレ
リト云フ

五十嵐製

樞密院ニ於テモ特別委員ヲ設ケ芳川伯爵、蜂須賀侯爵
手柴、福岡、各子爵、牧野男爵、各
各人ノ細川、加藤諸氏ノ事歴ヲ取調ヘ
委員ニ付議ス
長岡伊藤博文両子爵等ヲ委員トシ本月審査
ニ着手セラレタリトテ樞密委員会ハ引続キ
数回開会セラル

国立国会図書館　水野直関係文書 1001

無断許可

其審査進行中ニ於テ（行）所ノ無政府主義者ノ大逆事件ノ判決アリ此事件ハ實ニ我國体ニ関シ未曾有ノ大事件ニシテ等閑ニ非常ノ刺戟ヲ人心ニ與ヘタリ

爾ノ輩ハ傍聞係ヲ輸シ物質的文化ノ醉歩ニ蔓延シ道徳ノ頽敗ヲ未タ久シカラス呼ヒ都盛ニ無政府共産ノ我国体ヲ無視シ或ハ我国民道徳ノ根本ニ動揺ヲ生セシメントスルノ虞アリ特ニ近来青年学生ノ気風浮薄軽佻ニ流レテ堅實ノ志操ニ乏シク自己主義ノ利己主義ニ陥リ動モスレハ国家ノ観念ニ拠ハレテ国家ノ為ニ為ニ尽ス精神ニ乏シキノ傾アルハ実ニ嘆ニ堪ヘサル所ナリ

五十嵐製

国立国会図書館　水野直関係文書 1001

一、罪学制ニ関スル事項
学制改正ニ関スル

ヲ為サントスルノ傾向アリ中学ニ高等女校大学ニ
専ノ校等各校ノ果ヲ如何ニ
成ル品性人格ヲ練成セントスルニ於テ
毫モ顧ミルトコロアラントスルヤ是レ諸
君ノ深ク思ハサル所以ニシテ畢
竟是等ノ人ハ教育内容ノ問題ニ関シ
タル従来ノ学

五十嵐製

制ニ帰シ我学制其ノ宜ノ得サルヨリ斯カル結果ヲ生シタルヲ
学制改正ノ要ニシテ高等学校ノ改革ヲ以テ
高等学校ノミニテハ教育制度ノ全体ヲ
改革ヲ断行スルノ必要ナキヲ以テ直ニ
見ノ儀ハ差ヒ控ヘ枢密院審査委員ニ於テ
篤ト研究セラレンコトヲ望ム

国立国会図書館　水野直関係文書 1001

教育制度之全体ニ就テ講ゼラレタル高見ノ如キ教育制度之全体ニ就テ講ゼラレタル高見ノ如キ
有ラバ、如何ニシテ之ニ対シ内閣ハ当時主持セラレタル高見ノ如キ
氏為徳ノ根本ヲ究メテ、国家ノ教育ヲ刷新スル等ノ点ヨリ以テ
教育ノ方針ヲ一定シ、唯勅語ノ御趣旨ヲ貫徹スル様ニ施ス所アルベシト
ノ意見ノ如キ是ヲ以テ教育ノ改良ヲ計ラントスル所アルベシト
ノ意見ノ如キ

五十嵐製

ニ付改正ヲ要スルト云フ点ノ如キハ何レモ諮詢セラレタル教育
制度ニ関スル綜覧以来幾回ノ沿革ヲ経テ既ニ改正ヲ加ヘタル
ニ至リタル所以ノ要点ヲ説明シ且ツ今後ニ於ケル改正ノ要アリト
ノ点ヲ述ベ、且ツ教育ニ関スル勅語ノ御趣旨ヲ体シ教育ノ本義ニ
基キ教育ノ振興ヲ図ルノ必要アリトノ点ヨリ、主トシテ従来ノ教育
ノ欠点ヲ指摘シ、之ヲ改善スルノ方針ヲ述ベラレタリ、尚ホ教育
ニ関スル諮詢ハ、本日ハ之ヲ為サズ、次回ニ於テ諮詢スルコトニ決シ
午後六時十分散会

国立国会図書館　水野直関係文書 1001

所謂ル教育ノ改善ニ係ル事項ニシテ之カ改善ノ如キハ
之ヲ要スルニ教育ノ本旨ニ於テハ
シ概ネ多少ノ添加ノ改正ヲ要スルモノアルヘシト雖ヲ当面ノ根
本的ニ改革セサルヘカラサル必要ヲ認メス
第二ノ問題ハ已ニ内閣ニ於テモ諮議ノ
中ノ学校ハ公私立ヲ許スモノニシテ其数ハ仮令之ヲ
ニ限定スルモ将来甲乙地方学ヲテ設置
動ノ基起スルニ至ラハ或ハ之ヲ制限ノ破壊セラル
ヘキヤ来ル一度
之ヲ制限ノ破壊セラレントキハ恐ラク濫設ノ弊
大正二年ヨリ得ス又退テ生徒ニ取リテハ自ラ
ヘキヤ

五十嵐製

国立国会図書館　水野直関係文書 1001

去ノ得ヌ無数、遊民ノ生ジ国家社会ノ為ニ弊害ノ醸成スルニ至ルヘシト

云フ事ハ今ヤ如何ニモ所謂床制改革ニ関スル文明ノ明言ナリ

加フルニ従来大学ノ卒業者ハ官吏ニ採用スルノ制度ノ改メラレサル為メ

普通教育ノ振ハサル所ノ高等中学校ヲ増設スルノ計画ヲ立テ

其ノ卒業生ノ如キ多数ニアリテハ殊ニ従来ノ如ク地方ノ学生カ

名古屋ニ各布設スル方針ヲ取リ地方ノ青年学生ヲシテ名古

其ノ方向ニ於テ便宜就学スルヲ得セシメ修学ノ経済的便

全ク風紀ノ下ニ立チ訓育ノ施シ以テ教育ノ現状ノ改良セントス

ノ期スヘキモノニシテ学校施設ニ付テハ区ニ甲学校教育ハ各年ニ於ケル限

庶ノ文部省ニ當者ハソノ範囲ニ於テ
学校
学校ノ設置ニ関スル事項ヲ審議スル
中学校ノ設置ニ隨テ官立高等
専門学校トナシ實際施設其ノ宜キヲ
得ル方針ヲ取ルヲ
仮令各地方ニ於テ之ヲ設置ノ希望シ如何ニ競争ノ為ス

学生志望ノ傾向ヲ
学校ハ漸次實業
取捨シ公私立高等

五十嵐製

エトアルモ謂リニ之ヲ設置ヲ許シテ濫
帝ノ方向ヲ誤ラシムルカ如キコトハ決シテ之レ無キヲ
中学校令ハ更ニ面極密院ノ議ヲ経ルニ非サレハ之ヲ
変更スルヲ許ガンニ於テヲヤ

設ノ弊ニ陥リ易キ子

知レ尼極密院委員ハ慎重調査ノ態度ヲ取リテ客

国立国会図書館　水野直関係文書 1001

再調査

臨時取調委員

第二審査結了ニ至ラス内閣ニ於テモ亦考慮スル所アリ
更ニ再調査ヲ必要ト認メ四十四年六月頃ニ至リテ
之ヲ枢密院ニ廻付シ再調査ヲ内閣ニ於テ
設ケ之ヲ調査スヘキヲ、法制局長官、
書記官長其他四名ノ勅選文官ヲ以テ
臨時取調委員ヲ命シ

五十嵐製

決定

数回ノ會議ヲ開キ審議ノ末高等中学校ハ總テ官立ト
シ其数ハ従来ノ高等学校ト合セテ總計二十校以内トシ
且高等中学校ハ中学科ノ外ニ高等科ノ二科ヲ設
置スルコトヽシ文ヲ總理大臣ニ報告シ總理大臣ハ更ニ之
ヲ閣議ニ附シ内閣ニ於テモ臨時取調委員會決議

国立国会図書館　水野直関係文書 1001

再加筆

公布

報ノ通リ決定シ再ビ樞密院ノ諮詢ヲ経テ枢密院ニ於テモ再ビ委員ノ審査ニ附セラレ今回ニ至リ本會議ニ於テモ異議ナク可決シタルヲ以テ高等中学校令ハ中学校令及私立学校ノ改正ト共ニ茲ニ

公布セラルニ至レリ

五十嵐製

改正案ニ於ケル文部ノ意見

高等学校ニ一年ヲ短縮ス

三四六ノ十八

顧フニ高等学校改正案ハ高等教育會議ニ於テ又ハ閣議ニ於テ種々ノ論議アリ種々ノ修正モアリタルニ要スルニ文部省ノ

業務ノ骨子タル第一高等学校ノ大学豫備校タル制ヲ改メテ高等普通教育ヲ授ケル高等中学校トナスコト第二修業年限ヲ一ヶ年短縮スルコト、第三従来一校ニテ千人以外ノ

国立国会図書館　水野直関係文書 1001

生徒ヲ収容シ完全ナル教育ヲ施スコトヲ得ザルノ状態ナルヲ改良シ将来面倒人概ノ陶冶ニ重キヲ置キ且別ニ盲ノ新案ヲナカラシメンガ為ニ高等中学校各校ノ生徒定員ヲ四百八十人ヲ制限シ学校ノ数ヲ増加シテ之ヲ全国各方面ニ布キ教育ノ内容ヲ改良スルコトノ三条ハ之ヲ貫徹シテ要点スルコトナン若シ夫レ最初高等中学校ハ従来ノ宿弊ヲ矯メ公私ノ別ヲ設ケテ公私立高等中学校ノ設ニ対シ高等教育会議ノ公立ノ許可以上ハ私立ニモ許サザルヘカラスト為シテ公私立ノ区別ヲ許スコトニ改正ノ加ヘタルニ出テ会計ニ於テハ総ニ之ヲ官立ニ限ルコトニ決定セルカ如キハ一大修正タルニ相違ナシト雖モ是レ畢竟学校経営ニ属スル費用ノ便宜問題ニ過ギス地方経済ノ関係ト教育制度ノ

五十嵐製

国立国会図書館　水野直関係文書 1001

変更ニ際シ高等中学校ヲ尚業年限ノ短縮
ヲ計リ普通教育ヲ施シ確實ニ強健ノ国民ヲ養成スルヲ目的ト為シ且大ニ
ハ素ヨリ信立ニ基クヘキモ唯国庫結束ノ関係上容易ニ多
數ノ高等中学校ノ増設ヲ許サヽルモノアリ立ノ府縣中学校ニ附設
セシムルヲ便トスル場合ニ於テモ其ノ目的ヲ達スルノ候アリ且大ニ
経費ヲ要セスシテ其ノ目的ヲ達スルノ候アリ且大ニ
趣旨ヲ貫徹スルニ於テモ便宜アルヘシ是レ府縣ノ公立ノ許スノ方法ヲ取リタル所以ナリ
然レトモ立ノ歐州諸国ノ實例ニ徴スルニ独逸ノ
ノ如キ主トシテ官立ノ制ヲ取リ漸次公立ノ許スニ至ルカ如キハ今我国ニ於テ例ニ
従来大学豫備校ヲ高等学校ト改メ中学ノ制ト同スニ於テヲヤ中学校ニ附
設スルトキハ一般庶人ノヲシテ其性質ノ明ニ高等普通教育ニ関スルコトヲ知ラシメ改正ノ
趣旨ヲ貫徹スルニ於テモ便宜アルヘシ是レ府縣ノ公立ノ許スノ方法ヲ取リタル所以ナリ
然レトモ立ノ歐州諸国ノ實例ニ徴スルニ独逸ノ
ノ如キ主トシテ官立ノ制ヲ取リ漸次公立ノ許スニ至ルカ如キハ今我国ニ於テ例ニ

五十嵐製
国立国会図書館　水野直関係文書 1001

歴代文相改革案批評
結論
菊池文相

公立及私立ノ許可ニ於テハ教育ノ効果ヲ徹期スル及ビ
負担ノ増加ニ応ジ綱ヲ立ツル官ニハナレ教育ノ内容
ヲ達スルニ於テ最モ確實ナル方法ヲ取ルニ処アルヘシ

抑モ高等学校改革ノ事タルヤ菊池文相ヤ去明治三十五年ニヤ改正案ヲ高
等教育會議ニ提出シテ在世セラレタルヨリ以来ノ病根ニシテ菊池文相ノ

五十嵐製

時高等学校ヲ大学豫科トナシ其修業年限ヲ二年トシ全国ニ四校
（東京、京都、仙台、熊本）ヲ限リテ存置シ其ノ年々卒業スル人員ヲ千
三百人ト制限セント欲シ金澤、岡山等ノ高等学校ハ之ヲ實業專門
学校トナスノ意見ナリシナリ高等教育會議ニ於テハ實業專門学校ノ増
設拡張ニ付テハ異議ナカリシト雖モ高等学校ノ修業年限ヲ二年トナスコトハ

大学ニ入ルモノ法カラ低下スルト云フ事ト断リ高等学校ヲ縮少シタル時勢ノ進運ニ伴ヒモノトラフノ事ト云フ反対セリ而シテ久保田文相ノ意見ハ其ノ就任ノ当時議ヲ発表シタル学制改革綱要ニ依レハ現在ノ帝国大学ハ従来ノ如ク専門学術ノ蘊奥ヲ研究シタル最高学府トシテ別ニ大学校ヲ設ケテ実際国家社会ノ実務ニ当ル人材ヲ養成セントスルニ在リ、然レトモ並ニ其体制

五十嵐製

成案ヲ見ルニ至ラサリシモ、如シ牧野文相ノ案ハ高等学校ヲ改メテ高等

中学校ノ為シ而シテ高等学校ニ於ケル第一第二ノ外国語ハ一外国語ニ限リ時ハ其ノ修業年限ヲ二ケ年ニ短縮スルモ差支ナシトノ意見ヲ以テ

稍々研究セラレタルモノ如シ、松原文相ハ大体牧野案ニ依リ欧米諸国ノ学制ニ参酌シ高等学校ヲ改メテ独国ノ「ギムナジウム」仏国ノ

国立国会図書館　水野直関係文書 1001

「リセー」ニ於テハ如ク高等普通教育ヲ授ケン大学ニ於テ
ハ専門教育ノ為ノ基礎ノ上ニ之ヲ授クヘク
且従来我大学各分科ニ於テ為ヲ為ハ高等学校ノ教育ヲ
オカナリトシテ各科専門教育ニ関スル(ママ)モデモ高等学校ニ要求スル
風アリ尤専門教育ハ専ラ大学ノ任トシ大学ハ宜シク其ノ進ムヲ来ス

学生ガ高等中学校ニ於テ修メ得タル教育ノ基礎ノ上ニ之ヲ斟酌シ程度
ニ於テ専門教育ヲ授ケヘキナリ、欧米諸国皆然ラサルナシ故ニ学制改正ニ
依リテ大学ニ於テ多カノ不便ヲ感シ之カ為メ止ムヲ得ス従来分科
大学ノ請求ニ依リテ専門教育ノ為ニ設ケル科目ヲ高等学校
ニ於テ教授セルヤ如キモノハ宜シク之ヲ大学ノ教育部類ニ移入ヘク外

国立国会図書館　水野直関係文書 1001

国語ノ如キモ二外国語ヲ以テ修科目トシ第二外国語ヲ以テ第一外国語ヲ以テ修科目トシ類ニ依リ第二外国語ヲ必要トセハ之ヲ学ヒ又ハ之ヲ学ハシト欲スル事門ノ学科ノ種

専門学校ヲ増設拡張スルノ要ニ至テハ苟モ菊池文相ノ実業専門学校拡張案ニ実ニ一歩ヲ進メタルモノト何トナレバ松原文相ノ改正案ハ将

来府県ノ公立ハトシテ高等中学校ノ設置ノ許シ其施設漸次進行ス

ルニ随テ現在ノ官立高等学校ハ総テ之ヲ実業専門学校ニ改正セ

ノ方針ヲ取リ将来十年乃至十数年ヲ期シテ全国ニ人口ノ実業専門学校ノ

増設スルノ計画ヲ立ツルヨリ外ニ此ノ計画無ハ高等中学校ヲ総テ官立ト為

スコトニ修正セラルヽ結果自然消滅ニ帰シ以テ実業専

国立国会図書館　水野直関係文書 1001

門学校ノ増設ニ付テハ小松原文相ハ別ニ立ヒカ計畫ヲ立テ農工商業ニ關スル專門教育ニ就テハ徒ニ青年志望者ヲシテ学校ノ門ニ溢レテ実ノ方向ヲ誤ラシメサル如キ方法ヲ講ズル志望者全部ヲ収容スルニ足ル施設ヲ備ヘントヲ期シ財政ノ都合ヲ見計フト雖ハ其ノ施設ノ進ムヲ俟テ久保田文相ノ意見ハ先ノ高等

学校ノ制ヲ改革シ而シテ後之ヲ解決セントヲ期スルニ在リタリトフ蓋シ久保田文相ノ大学校教授ニ依レハ其ノ程度略現在ノ専門学校ト相等シキモノト為サントスルニ在リ然ラハ仮令之ヲ大学校ト称スルモ実ハ大学ノ価値ナク其ノ卒業生モ亦大学出身ノ学士ト同一ノ信用ヲ得ル能ハサルヘシ惜ヲ現今大学出身ノ学士ト私立大学又ハ官公立専門学

国立国会図書館　水野直関係文書 1001

現時專門學校ノ必ス

校ヲ卒業生ヲ関係ニ於テ之ヲ取リ

学校ヲ改革シテ高等中学校ヨリ而シテ

学校中ニ於テ時勢ノ必要ニ應シ大学程度ト為スノ必要ナキヲ

高等中学校ノ卒業生ヲ収容シテ之ニ専門的教育ヲ授ケ

コトハ其ノ大学生ノ基礎教育ニ於テモ

敢テ大学ニ譲ラサルヘキハ実ニ卒業生ハ大学ニ等シク同等ノ

待遇ヲ與ヘント欲シ之ヲ即チ帝国ニ独リ専門学校ニ於テ「ギムナジ

ウム」ノ卒業生ヲ収容シ大学ト同一程度ノ教育ヲ授ケ実質ニ於テ大

学ト同一ニシテ之ト同一ノ待遇ヲ与ヘントスルカ如キ其名称ハ何ソ大学校ト称スルヲ可ト

是レ畢竟名称問題ニ過ギスト雖モ

五十嵐製

国立国会図書館　水野直関係文書 1001

完全ニ除去
私有ノ事

主義ヲ以テ来世間ノ所謂學科大学ト問題ニナリ
ハ醫学統一問題ヲモ
解決セントノ動キアルヤノ觀アリ現今私立大学ノ
實ニ於テ帝国大学ト同一ナラス其ノ卒業者ニ對スル
信用モ亦帝国大学ト同一ナラス其ノ卒業者ノ
多クハ官立ノ學校ニ入ラント欲スルヤ
帝国大学卒業生ト同一ナラサル所以ハ何ソヤ畢竟
教育ノ程度ヲ異ニスルニ因ルナリ故ニ若シ今日私立大学ニテ
帝国大学ト等シク高等
中学校卒業生ヲ收容シテ之ニ帝国大学ト同等ノ事門学術ヲ
授ケン時ハ實質ニ於テモ信用ニ於テモ帝国
大学卒業生ト異ナル所
ナク待遇モ亦立ヲ同一ニセサルヘカラス故ニ高等
根本主要ノ改革ニ關スルモノニ
非ラサルナリ

五十嵐製

国立国会図書館　水野直関係文書 1001

中学校改正ニ関スル訓令

（文部省訓令第十四號　七月三十日発）

今般文部省令第三十六號ヲ以テ中学校令施行規則中ニ改正ヲ加ヘタリ

中学校ハ男子ニ須要ナル高等普通教育ヲ施シ将来国家ノ中堅タルヘキ国民ヲ養成スル所ナルヲ以テ中学校ノ生徒ノ陶冶人格ノ修養ニ重キヲ置クヘキハ勿論各学科目ノ教授ニ就キテモ益々其ノ進歩改善ヲ図リ以テ中学教育ノ完成ヲ期セサルヘカラス

中学校改正・千九百一年

五十嵐製

国立国会図書館　水野直関係文書 1001

現行中学校令施行規則ハ公布以来茲ニ二十年ノ間時勢ノ進歩ニ伴ヒ屢改正ヲ施セルコト両三回ニ及ヘリト雖モ今ノ情勢ニ鑑ミ中等以上ノ国民タル性格ノ涵養ニ重ヲ置キ実生活ノ実際ニ適切ナル普通ノ智識ノ確得ヲ図リ身体ヲ強健ナラシムルニ於テ尚遺憾ノ点アルヲ以テ今回同規則ニ更ニ改正ヲ加ヘ尋常小学校修身ノ教授要旨ヲ準用シ教授時数ノ配当ニ関シ要旨ヲ明ニシ新ニ各学科目ヲ加ヘ尋常小学校ノ教授日数ヲ増加シ各学科目ノ教授ヲ改善シ以テ中学校タルノ本旨ヲ貫徹セントスル所以ナリ

各学科目ニ実業ノ一科目ヲ加ヘ土地ノ情況ニ応シ簡易ナル農業商業又ハ手工ヲ授ケルコトヲナシタルハ中学校ハ総テ生徒ヲシテ将来ノ性質ニ鑑ミ中等以上ノアラユル方面ニ向ヒ実業ニ関スル智識ヲ普通教育ヲ施スヘキ本来ノ目的ヲ貫徹セシメンカ為ニ外ナラス

右ノ趣旨ニ基キ実業ノ科目ヲ設置スルト否トハ地方ノ情況ニ応シ適宜ノ措置ヲ為サシムルノ主義ニ外ナラス

教員ヲ得ルヲ難キ等ノ事情アルカ為ニ実業ノ科目ヲ設置シ難キ学校ニ在リテハ地方ノ状況ニ応シ適宜ノ方法ヲ講スルヲ得ルノ途ヲ開キ以テ地方ノ実情ニ適応セシムルノ趣旨ニ外ナラス

実業ノ科目ヲ設ケントスル学校ニ在リテハ地方ノ状況ニ応シ適宜ノ方法ヲ講スルヲ得ルノ途ヲ開キ以テ地方ノ実情ニ適応セシムルノ趣旨ニ外ナラス

実業ノ科目ヲ設ケントスル学校ニ在リテハ地方ノ状況ニ応シ適宜ノ方法ヲ講スルヲ得ルノ途ヲ開キ以テ地方ノ実情ニ適応セシムルノ趣旨ニ外ナラス

実業ノ科目ヲ設ケントスル学校ニ在リテハ地方ノ状況ニ応シ適宜ノ方法ヲ講スルヲ得ルノ途ヲ開キ以テ地方ノ実情ニ適応セシムルノ趣旨ニ外ナラス

五十嵐製

国立国会図書館　水野直関係文書 1001

五十嵐製

適切ナル措置ヲ為サレメンカ為ノ
整理統一ノ素術ハ従来各学校ニ於テ任意ニ施設シ生徒
ノ志望ニ依リテ科外ニ之ヲ習ハシメタリシモ今回正科トシテ体操中ニ
加フルヲ得シメタル所以ハ整理統一ノ素術ト生徒心身ノ鍛練トニ
及ホス成績ニ徴シ其ノ施設ヲ必要ト認メタルニ因ルモノトス、
学科課程ニ関スル規定ニ改正ヲ加ヘ特別ノ事情ノ存セサル限リ
各学校ニ於テ之ヲ設ケシメントセルハ生徒ヲシテ規律ヲ生活ニ
則シ秩序ヲ修養ヲ為ニ風紀ヲ厳粛ニシ以テ善良ナル校風
ヲ作ラシメンカ為ニ最モ必要ト認メタルニ因リ故ニ従来ヨリ寄宿
舎ヲ設ケ中学校ニ在リテハ成ルヘク生徒ヲ相当ノ設備ヲ為サシメ又
之ヲ要スルニ今回中学校令施行規則中改正ノ如キハ時勢ノ進歩ニ応シ善ク
学校教育ノ効果ヲ完全ナラシメ而シテ教育内容ノ充
実改善ハ一ニ之ヲ学校長及教員ノ奮励努力ニ俟ツ処大ニ
趣旨ノ存スル所ヲ体シ中学校職員ヲ督励シ其実績ヲ挙ケルニ於テ亦タ
ナカルヘシト信ス

国立国会図書館　水野直関係文書 1001

高等中学校令

（勅令第三百十七號　明治二十九年九月十九日）

第一條、高等中学校ハ中学校ノ修了ヲ待テ入学セシメ専ラ国家ニ須要ナル人物ヲ養成スルニ注意シ其ノ学術ヲ教授スルヲ以テ目的トス

第二條、高等中学校ハ文科及理科トス

第三條、高等中学校ハ文科ニ於テハ高等普通教育ヲ為スヲ以テ目的トス

第四條、高等中学校ハ文科及理科ニ分チテ之ヲ置ク

第五條、高等中学校ハ全国ヲ通シテ二十校以内トシ其ノ位置ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條、高等中学校ハ官立トス

第七條、高等中学校ニ入学スルヲ得ル者ハ年満十七年以上ニシテ中学校ノ修業年限ニ相当スル学科ヲ卒業シタル者トス

第八條、高等中学校ノ修業年限ハ二箇年トス

第九條、高等中学校ノ学科ヲ分チテ文科及理科トス

第十條、高等中学校ニ入学スルヲ得ル者ハ年満十七年以上ニシテ中学校ノ修業年限ニ相当スル学科ヲ卒業シタル者トス

第十一條、高等中学校ニ入学セントスル者ハ其ノ校ノ定ムル所ニ従ヒ願書ヲ差出スヘシ

第十二條、高等中学校ニ入学ヲ許可セラレタル者ハ其ノ校ノ定ムル所ニ従ヒ一定ノ学費ヲ納ムヘシ

第十三條、高等中学校ニ入学ヲ許可セラレタル者ハ其ノ校ノ定ムル所ニ従ヒ寄宿舎ニ入ルヘシ

第十四條、高等中学校ニ入学ヲ許可セラレタル者ハ其ノ校ノ定ムル所ニ従ヒ一定ノ制服ヲ着用スヘシ

第十五條、高等中学校ニ入学ヲ許可セラレタル者ハ其ノ校ノ定ムル所ニ従ヒ一定ノ書籍器具ヲ備フヘシ

第十六條、高等中学校ニ入学ヲ許可セラレタル者ハ其ノ校ノ定ムル所ニ従ヒ一定ノ食料ヲ納ムヘシ

第十七條、高等中学校ニ入学ヲ許可セラレタル者ハ其ノ校ノ定ムル所ニ従ヒ一定ノ食料ヲ納ムヘシ

第十八條、高等中学校ニ入学ヲ許可セラレタル者ハ其ノ校ノ定ムル所ニ従ヒ一定ノ食料ヲ納ムヘシ

第十九條、高等中学校ニ入学ヲ許可セラレタル者ハ其ノ校ノ定ムル所ニ従ヒ一定ノ食料ヲ納ムヘシ

第二十條、高等中学校ニ入学ヲ許可セラレタル者ハ其ノ校ノ定ムル所ニ従ヒ一定ノ食料ヲ納ムヘシ

第二十一條、高等中学校ニ入学ヲ許可セラレタル者ハ其ノ校ノ定ムル所ニ従ヒ一定ノ食料ヲ納ムヘシ

第二十二條、高等中学校ニ入学ヲ許可セラレタル者ハ其ノ校ノ定ムル所ニ従ヒ一定ノ食料ヲ納ムヘシ

第二十三條、高等中学校ニ入学ヲ許可セラレタル者ハ其ノ校ノ定ムル所ニ従ヒ一定ノ食料ヲ納ムヘシ

第二十四條、高等中学校ニ入学ヲ許可セラレタル者ハ其ノ校ノ定ムル所ニ従ヒ一定ノ食料ヲ納ムヘシ

第二十五條、高等中学校ニ入学ヲ許可セラレタル者ハ其ノ校ノ定ムル所ニ従ヒ一定ノ食料ヲ納ムヘシ

第二十六條、高等中学校ニ入学ヲ許可セラレタル者ハ其ノ校ノ定ムル所ニ従ヒ一定ノ食料ヲ納ムヘシ

第二十七條、高等中学校ニ入学ヲ許可セラレタル者ハ其ノ校ノ定ムル所ニ従ヒ一定ノ食料ヲ納ムヘシ

第二十八條、高等中学校ニ入学ヲ許可セラレタル者ハ其ノ校ノ定ムル所ニ従ヒ一定ノ食料ヲ納ムヘシ

第二十九條、高等中学校ニ入学ヲ許可セラレタル者ハ其ノ校ノ定ムル所ニ従ヒ一定ノ食料ヲ納ムヘシ

第三十條、高等中学校ニ入学ヲ許可セラレタル者ハ其ノ校ノ定ムル所ニ従ヒ一定ノ食料ヲ納ムヘシ

国立国会図書館　水野直関係文書 1001

六年齢十六年以上ニシテ之ト同等ノ学力アリト検定セラレタル者ヲ
ルヘシ

第六條　高等中学校ノ学科目及其ノ程度並ニ学則ニ関スル
規定ハ文部大臣之ヲ定ム

第七條　高等中学校ノ教科書ハ文部大臣ノ検定ヲ経タルモノニ就キ
学務長之ヲ定ム但シ文部大臣ノ検定ヲ経タルモノト雖モ教科書ニ使用スル
ヲ要セサル時之ヲ使用スルコトヲ得

高等中学校ノ教科書検定ニ関スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第八條　本令ニ依ラス学校ヲ高等中学校ト称スルコトヲ得ス

附則

第九條　本令ハ明治廿六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十條　高等学校令ハ之ヲ廃止ス

第十一條　高等学校ハ高等中学校ト改称ス

前項ノ高等中学校ニハ当分ノ内第二條生徒定員ニ関スル
規定ヲ適用セス

第十二條　高等学校大学豫科ハ本令施行ノ際現在学ヲ為ス者ノ
為ニ明治四十年　月三十一日迄存置ス

第十三條　他ノ勅令中高等学校ハ高等中学校ト看
做ス

五十嵐製

国立国会図書館　水野直関係文書 1001

文部省令第二十五号（新二制定）

高等中学校規程左ノ通相定ム

明治四十七年三月三十日　文部大臣　小松原英太郎

高等中学校規程

第一條　文科ノ学科目ハ修身、国語及漢文、英語、第二外国語、歴史、地理、法制及経済、体操トス

数学、博物、物理及化学、図画、法制及経済、体操トス

第二外国語及文科ノ数学、物理及化学ハ随意科目トス

第二條　修身ハ教育ニ関スル勅語ノ趣意ニ基キ道徳上ノ思想及情操ヲ養成シ実践躬行ヲ勤メシメ又ハ随意科目トス

国立国会図書館　水野直関係文書 1001

修身ハ道徳ノ要領ヲ授ケ国家社會及家族ニ対スル責務並人格
修養ニ関シ必要ナル事項ヲ知ラシメ特ニ我国道徳ノ特質ヲ悟ラ
シムヘシ

第三條 国語ヲ授ケ正確且自由ニ思想ノ
表ハシ方ヲ得シメ兼テ国文ノ読ミ方ニ慣レシメ趣味ノ養ヒ
以テ要旨トス

国語及漢文ハ立脚シテ近古、中古及上古ノ国文並普通ノ漢文ノ授ケ
又国語ノ作文ニ習熟セシムヘシ

第四條 外国語ハ英、独、仏語又ハ仏語ヲ解シ且之ヲ usage ニ資スルヲ以テ要旨トス。

外国語ハ発音綴字讀方解釋話方作文書取ヲ主トシ
要ヲ授ケ

第五條 歴史ハ人文ノ発達ニ関スル事蹟ヲ知ラシメ社會ノ変遷邦国
盛衰ノ由ル所ヲ明ニシ国体ノ特異ナル所以ヲ知ラシメ
又新旧ノ時ニ処シ国民性格ノ養成ニ資スルヲ以テ要旨トス

歴史ハ日本歴史及西洋史ヲ授ケヘシ

第六條 地理ハ我国及諸外国ノ国勢ヲ知ラシメ
地球ハ我国ト諸外国ノ政治経済ニ関スル事項並我国ト諸外国ト
ノ関係等ヲ授ケヘシ

第七條 政治経済上ノ関係ハ人倫ノ基本ノ智識ヲ得シメ兼テ国民ノ

国立国会図書館　水野直関係文書 1001

リ智慧ノ修養ニ資スルヲ以テ要旨トス

心理ヲ論理ノ各種ノ精神作用ニ応ジテ之ヲ授ケヘシ

第八條　數学ハ數理ヲ了得セシメ計算應用ニ熟セシムルヲ以テ要旨トス

第九條　博物ハ天然物ニ関スル智識ノ系統ヲ観察確認セシメ植物学動物学及地質学ノ一班ヲ授ケ又主要ナル實験ヲ課スヘシ

第十條　物理ハ自然ノ現象ニ関スル智識ヲ与ヘ其法則ヲ推究セシメ

五十嵐製

セシメ兼ネテ観察ノ思考ノ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス

物理ヲ化学ハ之ニ次キテ物理ヲ化学ニ関シ主要ナル事項ヲ授ケ

地科ニ在リテハ力学初歩物性論音響学電気学理論化学血液代学及本邦化学ノ一班ヲ授ケヘシ

天理科ニ在リテハ主要ナル實験ヲ課スヘシ

第十一條　法制ヲ経済ハ法制ヲ経済ニ関スル事項ニ就キ国民生活ニ必要ナル知識ヲ得シムルヲ以テ要旨トス

法制及経済ハ法律通論及経済通論ノ授ケヘシ

第十二條　図画ハ形体ノ正確ニ画リ之ヲ活用スルノ技能ヲ得シムルヲ以テ要旨トス

国立国会図書館　水野直関係文書 1001

圖表ハ平面線作圖、射形圖法、圖法
ヲ授クヘシ
第十三條 體操ハ身体ノ各部ヲ均齊ニ
シ且動作ヲ機敏ナラシメ快活、剛毅、
堅忍、持久ノ精神ト規律ヲ
守リ協同ノ尚ノ習慣トヲ養フヲ以テ要旨トス
體操ハ教練ト体操トヲ授クヘシ又撃剣
第四條、主科ト理科、各学年ニ於ケル各学科ノ毎週教授時數左表ノ
心ヘシ、

学科	学年	第一学年	第二学年	第三学年	第四学年	第五学年
修身		一	一	一	一	一
国語及漢文		六	五	四	四	四
第一外国語		九	七	六	五	五
第二外国語		九	七	六	五	五
地理		三	二	二	二	二
歴史		二	二	二	二	二
倫理ノ大要						一
数学		五	四	四	四	四
博物		二	二	二	二	二
物理						三
化学						三
法制及経済ノ大要						二
図画		二	二	二	二	二
唱歌		二	二	二	二	二
体操		三	三	三	三	三
教練		三	三	三	三	三

10
五十嵐製

国立国会図書館　水野直関係文書 1001

| | | |

学科	文	科
学科目	学年	第一学年 第二学年 第一学年 第二学年
英外国語	一四	一四 一二 一四 一二
第二外国語	四	二 二

本表ノ場合ニ於テハ理科第二学年ノ国民ハ之ヲ課セス

第十五條　第一学年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終リ第二学年ハ九月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第一学年ハ六十七四学期トシ第二学年ハ四学期トス

第十六條　校舎ノ一学期ノ授業日数ハ第一学年ニ在リテハ百七十五日以上第二学年ニ在リテハ百五十日以上トス

但シ次條ノ場合ニ於テハ文部大臣ノ認可ヲ受ケタル特別ノ学期ニ依リ之ヲ定ム

五十嵐製

場合ニ於テハ此ノ限リニアラス

試験及修業旅行ニ充ツル日数ハ前項ノ日数ニ算入セス

第十七條　傳染病豫防ノ為メ必要ナル臨時休業ノ為メノ停

第十八條　紀元節天長節及一月一日ハ祝日ニ於テ職員生徒ヲ校ニ参集シテ

祝賀式ヲ行フヘシ

第九條　高等中学校ノ大学ニ関シ中学校ニ関スル

検定ニ合格シタル者、

一、専門学校ノ入学者規定ニ依リ試験検定ニ合格シタル者、

国立国会図書館　水野直関係文書 1001

二、專門學校ニ於テハ指定規程第八條ノ指定ヲ受ケタル學科ニ限リ指定ノ學年ニ入學ヲ許スヘキ者ノ外第二學年ニ入學ヲ許スヘキ者ニ關シ第一學年ノ課程ヲ履修シタル者ト同等ノ學力ヲ有スルヤ否ヤヲ檢定スヘシ

前項ノ學力ヲ有スル者ハ第一學年ノ程度ニ於テ其ノ各學科ニ就キ試驗ニ依リ檢定スヘシ

第三十條　生徒ニシテ退學シタル者退學シタルトキヨリ一箇年ヲ經過セスシテ更ニ入學ヲ願出アリト認メタル場合ニ限リ其ノ生徒ノ在學ヲ證明スル成績

五十嵐製

表ヲ移轉先學校ニ送附スヘシ

移轉先學校ニ於テハ缺員ノ場合ニ限リ前項ノ生徒ノ轉學ヲ許スヘキ旨ノ規定ニ依リ轉學ヲ許スヘキ生徒ニ對シ試驗ヲ行フヲ以テ同一學年ノ編入ヲ定ムルコトヲ得

第三十一條　第一學年ノ課程ヲ修了シタル者ニ對シテハ學年ノ終ニ於テ學業成績ノ考査ヲ行フ但シ正當ノ事由アル者ニ對シテハ學年ノ終ニ於テ試驗ヲ行フヲ得

第三十二條　第一學年第二學年ノ課程ヲ修了シタル者ニ對シテハ學年ノ終ニ於テ學業成績ノ考査ヲ行フ但シ正當ノ事由アル者ニ對シテハ學年ノ終ニ於テ試驗ヲ行フヲ得

国立国会図書館　水野直関係文書 1001

見エサルモノト認メラレ者ハ其ノ年ヲ第一学年ニ編入スヘシ

第一学年ノ学業試験ニ合格セサル者ハ第一学年ニ編入スヘシ

第二十五條　学校長ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ退学ヲ命スヘシ

一、品行不良ニシテ改善ノ見エサルト認メラレ者

二、学力劣等ニシテ成業ノ見エナシト認メラレ者

三、引續キ一箇年以上缺席シタル者

四、正当ノ事由ナクシテ引續キ一箇月以上缺席シタル者

五、出席常ナラサル者

第二十六條　学校長ニ於テ正當ノ事由アリト認メタル者ニハ生徒ノ休学ヲ許可スヘシ但シ兵役ニ服スル為メ休学ヲ許可スル期間ハ前條第二項ノ許可スル期間ニ算入セス

第二十七條　学校長ハ懲戒ノ為メ生徒ヲ退学セシムルニハ文部大臣ノ認可ヲ得

附則

本令ハ明治四十年四月一日ヨリ施行ス

明治四十一年三月三十一日迄ニ在学スル高等学校大学豫科ニ関シテハ仍従来ノ規定ニ依リ処理スヘシ、

五十嵐製

国立国会図書館　水野直関係文書 1001

明治卅年八月三日ニ高等学校大学予科ノ学校長ハ文部大臣ノ認可ヲ要ス高等中学校ニ編入スルコトヲ得、

（参照）　附録

文部省令第二十六号（改正ノ件）

明治二十四年文部省令第三号中学校令ヲ改正ス

行規則中左ノ通リ改正ス

明治四十四年七月三十日　文部大臣　松田源五郎

第一条　中学校ノ教科目ハ修身（国語及漢文ヲ含ム）国語歴史地理数学博物物理及化学法制及経済（実業ニ関スル事項ヲ含ム）外国語（英語ヲ除ク）実業農業商業又ハ手工ヲ加フ

唱歌ハ当分ノ内之ヲ缺クコトヲ得

実業ニ関スル教科目ハ随意科目トスルコトヲ得

五十嵐製

国立国会図書館　水野直関係文書 1001

第二條 第二項ヲ左ノ如ク改ム。

修身 道徳ノ要領ヲ授ケ国家、社会及家
族ニ対スル責務並人格修養ニ関シ必要ナル
事項ヲ知ラシメ特ニ我国道徳ノ特質ヲ悟ラシム
ベシ

第三條 第三項ヲ左ノ如ク改ム。

国語 国語及漢文ヲ現時ノ国文ヲ主トシテ
平易ナル口語ヲ以テ書キ又平易ナル漢文ヲ
口語ヲ以テ書キ適当ナル国語
国語文法ノ大要及習字ヲ授クベシ。

第四條 第一項中「智識」ヲ「智徳」ニ改メ第二項

ヲ左ノ如ク改ム。

外国語 発音、綴字ノ初メ近易ナル文章ノ
読方、訳解、話方、作文書取ヲ授ケ、進ミテ
普通ノ文章及ビ又文法ノ大要及習字ヲ
授クベシ

第五條 第一項中「国躰ノ特異ナル」ヲ「国躰ノ特異ナル所以ヲ明ニシ」ニ改ム。

第七條 第一項ヲ左ノ如ク改ム

五十嵐製

国立国会図書館　水野直関係文書 1001

数学ニ数量ニ関スル智識ヲ応用シ自在ナラシメ事ニ思考ヲ精確セシメ庶用ヲ弁ゼシムルニ要ヲ旨トス

第八條　第一項中「人生ニ対スル関係ノ理會セシムルヲ以テ要ヲ旨トス」ヲ「人生ニ対シ関係ヲ理会セシメ事ニ観察力ヲ発達セシムルヲ以テ要旨トス」ニ第二項中「衛生ノ大要ヲ授ケ又便宜實験ヲ課スベシ」ヲ改ム

第九條　第二項中「人生ニ対スル関係ノ理會セシムルヲ以テ要ヲ旨トス」ヲ「人生ニ対シ関係ヲ理會セシメ事ニ観察及思考ヲ精確ナラシムルヲ以テ要旨トス」ニ第二項中「化合物ニ関スル智識ヲ授ケ又便宜實験ヲ課スベシ」ヲ改ム

第十條　第二項ヲ左ノ如ク改ム

法制及経済、帝國憲法ノ要及日常ノ生活ニ適切ナル法制上及経済財政上ノ事項ヲ授クベシ

第十一條二實業ニ實業ニ関スル知識技能ヲ得シメ又實業ニ対スル敬愛ノ情ヲ重ンス

五十嵐製

国立国会図書館　水野直関係文書 1001

ル習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス。

實業並ニ生徒ノ情況ニ應ジ簡易ナル農業、商業又ハ手工ヲ授ク。農業ニ在リテハ實習ヲ課スベシ。

第十三條　體操ハ身體ノ各部ヲ均齊ニ發育セシメ、身軆ヲ強健ナラシメ、動作ヲ機敏ナラシメ、快活剛毅堅忍持久ノ精神ヲ規律ヲ守リ快同ヲ尚フノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス。

体操ハ教練及體操ヲ授クヘシ又撃剣及柔術ノ如キモノヲ加フルヲ得。

第十四條　各學年ニ於ケル各學科目ノ毎週教授

五十嵐製

時數ハ表ニ依ルヘシ。

學科目 ＼ 學年	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年
修身	一	一	一	一	一
國語及漢文	八	七	五	四	四
外國語	六	七	七	七	七
歷史					
地理	三	三	三	三	三
數學	四	四	三	四	四
博物	二				
理化學		二	三	三	三

国立国会図書館　水野直関係文書 1001

法制及経済								
實業								
開墾	一	一						
唱歌	一	一						
体操	三	三						
計	元	元						
農業實習前表ノ教授時数外ニ於テ之ヲ課スル			三	一	一			
			(三)	一	三	一	(二)	
			(三)	三	三	一	(二)	二

教授時数ニ付テハ学校ニ於テ其ノ毎週

法制及経済又ハ唱歌ヲ缺キ又ハ実業

コトヲ得

教授時数ニ充ツヘシ。

五十嵐製

實業ハ毎週教授時数ヲ減シテ之ニ充ツルコトヲ得。

學科ノ毎週教授時数ヲ増加シ又ハ第三學年ヲ

實業ノ毎週教授時数ヲ増加シテ之ニ充ツルコトヲ得。

科目ノ毎週教授時数ヲ減シ又ハ第三學年ヲ

体操ハ前表ノ教授時数ヲ三時以外増加シテ之ヲ

課スルコトヲ得但シ毎週教授時数ノ合計三十四時ヲ

超ユルコトヲ得ス。

第十五條第一項但書ノ削ル。

第十六條第二項第三項ヲ左ノ三項ニ改ム。

国立国会図書館　水野直関係文書 1001

前項ニ依ル学年ノ外ニ他ノ情況ニ依リ九月一日ヨリ翌年ノ三十日ニ終ル学年ヲ置クコトヲ得。

学年ハ毎年三学期トス。

第十七條　第一項中「二百日」ヲ「二百三十日」ニ改ム。

第三十二條中「修身」ノ下ニ「實業」ヲ加フ。

第三十五條ニ左ノ一項ヲ加フ。

實業ノ課スル場合ニ於テハ前項ニ依ル員数ノ外一人以上ヲ増スコトヲ得。

教師ハ校長ノ指揮ヲ承ケ生徒ノ教育ヲ掌ル。

助教諭ハ教諭ノ職務ヲ補助ス。

第三十六條　中学校又ハ其ノ分校ニ於テハ校地校舎寄宿舎教場及校具ヲ備フヘシ但特別ノ事情アル時ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ等ノ設ケヲ為サヽルコトヲ得。

第四十條中「公立中学校ノ費用ハ」ヲ「公立中学校ノ設立者ハ」ニ改メ又ハ」ヲ加フ。

第六章ノ二　学位

第四十七條　学生ニシテ品行不良ニシテ改悛ノ見込ナキ者ハ退学ヲ命シ又ハ懲戒ノ為メ停学ヲ命スルコトヲ得。

第四十七條ノ二　第四十七條第二項ノ前ノ第三項中ノ数学ノ下ニ「實業」ヲ加フ。

第五十條ノ二　学校長ニ於テ学生ノ服装ニ付テハ生徒ノ父兄ニ対シテハ其

五十嵐製

国立国会図書館　水野直関係文書 1001

期間体学ヲ許可ヘシ

第五十四條　第二項第一號ニ掲ケタル生徒ニシテ一学年学期及休業日ニ関スル事項ハ

附則

本令ハ明治四十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行際現ニ中学校ニ在学シタル生徒ニシテ課スヘキ学科目ニ其ノ程度ニ関シ其ノ卒業ニ至ル迄仍従前ノ例ニ依リ又ハ之ヲ斟酌シタルコトヲ得

（参照）

文部省令第三號中学校令施行規則

明治三十四年

五十嵐製

三月廿日　抄録

第一條　中学校ノ学科目ハ修身、国語、及漢文　外国語　歴史　地理　数学　博物　物理及化学　法制及経済　図画　唱歌　体操トス

外国語ハ英語　仏語又ハ仏語ヲ

法制及経済　唱歌ハ学年ノ二ヲ缺クヲ得

第二條　第二項

修身ハ初ハ嘉言善行等ニ徴シ生徒日常ノ行ヒ　国ヒノ道徳ノ要領ヲ教ヘ漸ヲ進ムヲ以テ稍々秩序ヲ整フテ倫理ノ大意ヲ授ケ家族、社會及国家ニ対スル責任ノ知ラシメ子爵稲葉一郎ノ講義ノ如キ

国立国会図書館　水野直関係文書 1001

第三條　第二項

國語ヲ漢文ニ現時ノ國文ニ譯シテ講讀セシメ進ンテ近古ノ國文ニ及ホシ又實用簡易ノ文ヲ作ラシメ文法ノ大要ヲ授ケ生徒ヲシテ漢文ノ講讀セシメ且ツ習字ヲ課スルコト

第四條、外國語ハ普通ノ英語ニ止メ且ツ第二外國語ヲ加フルヲ得ルモノトス

要旨ヲ

外國語ハ發音綴字ヲ始メ簡易ナル作文ヲ授ケ進ンテハ普通ノ文章ノ讀ミ方譯解書取

五十嵐製

文ヲ定用スルヲ能ハザルモノハ之ヲ加ヘザルヲ得ルモノトス

要旨ヲ

第五條、第一項

一年以上定要ナル事項ヲ知ラシメ社會ノ要需邦國盛衰ノ由ル所ノ理合ヲセシメ特ニ我國ノ繁榮ノ詳ニシ國体ノ特異ナル所以ヲ明ニスルヲ要旨トス

第七條　第四項

數學ハ數量ノ關係ヲ明ニシテ計算ヲ精確ナラシムルヲ要旨トス

第八條、博物ハ天地萬物ニ關スル知識ヲ其ノ相互及人生ニ對スル關係ヲ理會セシムルヲ要旨トス

国立国会図書館　水野直関係文書 1001

博物ハ重要ナル極物動物鉱物ノ標本生理及衛生ノ大要ヲ授クヘシ

第九條　物理及化学ハ自然ノ現象ニ関スル知識ヲ得セシメンカ為ニ必要ナル事項ヲ授クヘシ

第十條　第二項

法制及経済ハ現行法規ニ関スル一般ノ知識並ニ人体ニ対スル実体ヲ理会セシメンカ要旨トスヘシ

第十一條　体操ハ身体ノ発育ニ応シ精神ノ快活剛毅ナラシメ兼テ規律ヲ守リ協同ヲ尚フノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

体操ハ普通体操及兵式体操トシ普通体操ハ徒手体操亜鈴、体操球竿体操及棍棒矯正術ヲ授ケ兵式体操ハ徒手兵式体操ニ於テハ隊形及隊伍ノ変換ヲ授クヘシ

第十四條　各学科目毎週教授時数左表ニ依ルヘシ

（表略ス）

法政及経済ハ唱歌ヲ欠ク各学校ニ於テハ其ノ毎週教授

五十嵐製

国立国会図書館　水野直関係文書 1001

時数ハ任宜他ノ学科ニ配当スヘシ

前表ノ外生徒ノ志望ニ依リ第十六条ニ掲ケタル学科ノ一時ヲ課スルコトヲ得

体操ハ前表ノ教授時数ノ三時以内ヲ増加スルコトヲ得

第二項ノ外尚必要ノ場合ニ於テハ前後表ノ各学年毎週教授時数ノ二時以内ヲ増加スルコトヲ得

第十五條　第一項

練習科ノ学科目ハ第十六條ノ学科目中ニ就キ是ヲ定ムヘシ

但シ土地ノ情況ニヨリ随意科目トシテ適宜ノ学科目ヲ加フルコトヲ得

第十六條　学年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

学年ヲ分チテ三学期トシ第一学期ハ四月一日ヨリ八月十日マテトシ第二学期ハ九月一日ヨリ十二月二十日マテトシ第三学期ハ翌年一月一日ヨリ三月三十一日マテトス

第二項ノ規定ハ練習科ニ関シテハ之ヲ適用セス

第十七條　第一項

教授日数ハ毎学年二百日以上トス但次條ノ場合ヲ斟酌シ之ヲ減スルコトヲ得

第二項　天災ノ為メ学校ノ閉鎖シタル場合ニ於テハ此限リニアラス

第三項　修身唱歌及体操ハ学年又ハ級ノ異ナル生徒ヲ合シ同時ニ之ヲ教授スルコトヲ得

国立国会図書館　水野直関係文書 1001

第三十條　各學年ノ數ハ五學級以下ノ學校ニ於テハ一學級每ニ二人以上ト雖五學級以上ノ學級ヲ有スル學校ニ於テハ一人半以上ノ割合ヲ以テスヘシ但シ一學級每ニ他ノ職務ヲ兼ヌル者ヲ要セス

第三十一條　中學校又ハ其ノ分校ニ於テハ校地、校舍、体操場及校具ノ備ヘ又中要ノ場合ニハ寄宿舍ヲ設クヘシ

第四十條　公立中學校、實科員担者ノ變更シ私立中學校ヲ公立中學校　公立中學校ヲ私立中學校ヲ獨立ノ中學校ニ變更シ若クハ分校ヲ置シ又ハ廢セントスルトキハ第三十八條ノ一項ノ事項ヲ記シテ之ヲ届ケヘシ

第四十七條　第二項及第三項ノ試驗ハ各學年ノ學期試驗及學年試驗ニシテ定數ノ試驗ハ第一學期及第二學期ニ於テ之ヲ行ヒ學年試驗ハ學年末ニ於テ之ヲ行フコトヲ得

試驗ハ國語、漢文、外國語、數學、圖畫、唱歌、体操ニ就キテハ之ヲ併セ行フコトヲ得

第五十四條　第二項

學則中ニ規定スヘキ事項ハ凡左ノ如シ

一、休業日ニ關スル事項

五十嵐製

国立国会図書館　水野直関係文書 1001

五十嵐製

国立国会図書館　水野直関係文書 1001

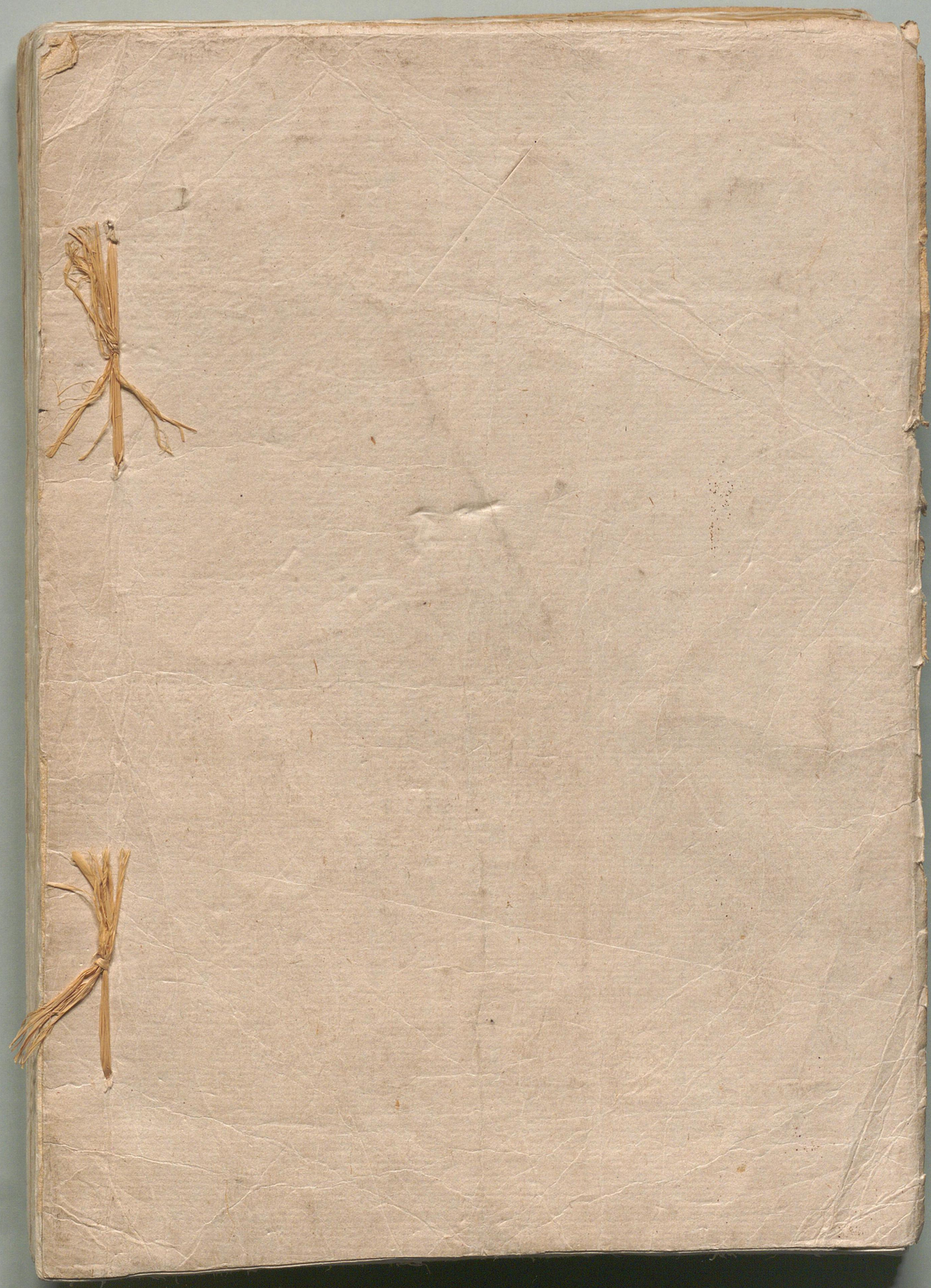

国立国会図書館　水野直関係文書 1001